

# 第1部 県民中心の施策展開

## 第1章 環境保全に関する施策の推進

### 第1節 環境行政の動向

#### 第1項 国における環境行政の動向

国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保全部法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものである。このなかで環境影響評価の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定されることとなった。

また、この環境基本法第15条に基づいた第三次「環境基本計画」を平成18年4月に策定し、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋をはじめ、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示した。

地球温暖化問題では、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された「京都議定書」において、我が国の温室効果ガスの削減目標が「2008年から2012年の間に1990年を基準とした温室効果ガス排出量の6%削減」と定められたことを受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。その後、我が国は平成14年6月には京都議定書を批准し、平成16年11月にロシアの批准により要件が整い、平成17年2月16日に京都議定書が発効した。これを受けて、その目標達成のために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」が平成17年4月に定められた。

平成20年は京都議定書の第一約束期間が開始したことから、6%削減の目標達成のため、「京都議定書目標達成計画」を改定するとともに「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正を行った。

廃棄物対策としては、循環型社会の形成を推進して廃棄物問題の抜本的解決を目指すために「循環型社会形成推進基本法」が平成12年5月に制定され、関連法令の整備が進んだが、平成15年3月には、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイルの確立や環境保全指向のものづくり・サ

ービスの提供、廃棄物の適正な循環的活用・処分システムの確立を目指す「循環型社会形成推進基本計画」が策定される等、その取組は着実に進んでいる。

有害物質対策は、人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす可能性のあるダイオキシンや内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）に対して、平成11年7月にダイオキシン類による環境汚染の防止と除去等に関する基準を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」と、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定された。

また、平成13年6月には、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進する「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が、オゾン層の破壊の原因となるフロンガスの回収破壊を進めるため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定されている。

#### 第2項 大分県における環境行政の動向

本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして「大分県環境基本条例」が平成11年9月に制定された。

同年3月には環境影響評価の対象となる事業やその手続き等を規定した「大分県環境影響評価条例」を制定し、さらに、大分県公害防止条例を見直し、新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を同年11月に制定して、自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

これまでの本県における環境施策は、平成10年3月に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」に基づき、各般の取組を行ってきた。しかし、計画策定から7年余りが経過し、環境を取り巻く情勢が大きく変化したこと、とりわけ「ごみゼロおおいた作戦」の展開等を背景として、平

成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロ  
おおい推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「天然自然が輝く 恵み豊かで美  
しく快適なおおい」を目指すべき環境の将来像  
とし、県民総参加による「ごみゼロおおい作戦」  
を着実に推進するための基本プランとして位置づ  
けている。

また、平成16年4月には、ごみのない美しく快  
適な大分県づくりを広域的に進めるために「美  
しく快適な大分県づくり条例」を制定し、平成16年  
6月には、**産業廃棄物**の排出抑制や再生利用並び

にその適正処理を推進する財源を確保するために、  
「大分県産業廃棄物税条例」を制定、平成17年7月  
には、産業廃棄物の適正な処理を推進するため「大  
分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」を制  
定した。

さらに、平成18年6月に土砂の埋立て等による  
土壌の汚染及び水質の汚濁並びに土砂の崩落等  
による災害を未然に防止するため「大分県土砂等  
のたい積行為の規制に関する条例」を制定した。

平成21年9月30日現在の本県の環境関連条例に  
ついては表1-2のとおりである。

表1-2 県の環境関連条例

条 例 等 の 名 称	公布年月日	概 要
大分県環境基本条例	平11. 9. 30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平11. 3. 16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手続等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	平11. 12. 24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	平16. 3. 31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	平15. 3. 20	太陽光、風力等のエコエネルギーの導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	平16. 6. 25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	平17. 7. 11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手続等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	平18. 7. 7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭47. 12. 25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50m <sup>3</sup> /日）に適用規制項目はCOD、SS、n-ヘキサン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	昭45. 9. 29	大分県公害審査会の設置、手続費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	昭48. 12. 25	原因不明の公害被害の救済について規定 大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	昭32. 12. 27	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	昭47. 10. 13	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	昭55. 10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平18. 3. 30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	昭48. 4. 16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭63. 3. 30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定